

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、広島国際学院大学（以下「本大学」という。）における研究費の運営・管理に関する体制を定めることにより、研究費の適正な運営・管理を図り、もって本大学における研究活動の健全な発展に資することを目的とする。

2 研究費の適正な運営・管理に関することは、この規程で定めるもののほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定）、関係法令及び学校法人広島国際学院（以下「本学院」という。）の諸規程で定めるところによる。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

(2) 機関

前号に規定する競争的資金等の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等）

(3) 配分機関

本大学に対して、第 1 号に規定する競争的資金等を配分する機関（文部科学省（配分機関における文部科学省は、各競争的資金等を所管する課室を示す。）、文部科学省が所管する独立行政法人）

(4) 構成員

本大学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者

(5) 不正

次による。

ア 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

イ 研究活動に関係する不正については、前記アのほか、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）も挙げられるが、これらについては、「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示しているもの。

(6) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、本大学が構成員に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育

(7) 管理条件

文部科学省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件

第 2 章 本大学内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）として、学長をこれに充てる。

2 最高管理責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）として、学部長をこれに充てる。

2 統括管理責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する。
- (2) 基本方針に基づき、本大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 本大学の競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）として、各部署（学部、センター、附属の研究所等、事務機能を備えた組織）の次に掲げる長をこれに充てる。

- (1) 学科長
- (2) 各センター長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 事務部長

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部署における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部署内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部署において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（経費管理責任者）

第6条 本大学に、競争的資金等に関する研究費使用ルール等の責任者を置き、事務部庶務課長又は事務部長が指名した事務部庶務課職員をもって充てる。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（環境の整備）

第7条 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

（ルールの明確化・統一化）

第8条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールについて、次の各号に掲げる観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、

ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

- (2) 本大学としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、本大学全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部署等間で統一的運用を図る。
- (3) ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

(職務権限の明確化)

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定め、各段階の関係者の職務権限を明確にし、また、職務権限に応じた明確な決裁手続を定めるものとする。

(関係者の意識向上)

第10条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。

2 コンプライアンス教育は、次により実施する。

- (1) 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- (2) 機関の不正対策に関する方針及びルール等の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に別に定める誓約書を提出させる。
- (3) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する別に定める行動規範を策定する。

第4章 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(コンプライアンス通報窓口)

第11条 本大学内外からの告発等（本大学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける通報窓口を設置し、必要に応じホームページなどで公表する。

2 コンプライアンス通報窓口は、「学校法人広島国際学院 公益通報等に関する規程」（以下「公益通報規程」という。）第3条に規定する次に掲げるコンプライアンス通報窓口を、これに充てる。

- (1) 学長及び校長（以下「学校長」という。）
- (2) 法人本部長
- (3) 弁護士

3 前項に規定するコンプライアンス通報窓口において不正行為に関する通報を受けたときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告し、理事長は迅速かつ確実に最高管理責任者に伝える。

(通報等の方法)

第12条 通報等は、電話、電子メール、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

2 通報者は、通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第13条 通報者は、不正の利益を得る目的、本学院、本大学又は第三者に損害を加える目的、虚偽・他人を誹謗中傷する目的その他の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、公益通報規程第11条に定めるところにより処分を科すことができる。

(通報への対応)

第14条 理事長は、コンプライアンス窓口を通して、通報者から通報等があった場合は、その緊急度、重要度等を判断し、迅速かつ適切にコンプライアンス推進委員会あるいは職員懲戒委員会を設置することができる。

2 前項に規定する職員懲戒委員会に関することは、別に定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第15条 理事長は、通報された事項の受理又は不受理を決定し、調査の必要があると認めるときは公益通報規程第7条に規定するコンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 前項のコンプライアンス推進委員会は、次の委員をもって構成する。ただし、通報された事項が次の委員に関するものであるときは、委員から除くものとする。

- (1) 理事長
- (2) 学校長及び法人事務局長
- (3) 学部長及び短期大学部長
- (4) 法人本部長
- (5) 弁護士
- (6) その他理事長が推薦する者

3 理事長は、前項の委員のうちから委員長を指名する。

(調査の開始)

第16条 委員会は、通報された内容の真偽等について遅滞なく調査を開始するものとする。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 委員長は、調査する内容によって、必要に応じ、大学調査委員会を編成し、調査させることができる。

(大学調査委員会)

第17条 大学調査委員会は、各部署の長及び関係部署に所属する職員の中から学長が指名した者3名以内で構成する。

2 学長は、前項の委員のうちから議長を指名する。

3 大学調査委員会の会議は、議長が招集する。

4 大学調査委員会は、弁護士等第三者を専門委員として加えることができる。

なお、当該調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 大学調査委員会は、次の事項を検討し、その結果を学長に報告する。

- (1) 不正行為の有無
- (2) 前号の結果に応じて講じるべき措置
- (3) そのほか、学長から諮問を受けた事項

6 大学調査委員会は、調査に当たり、当該研究費を受領していた者(以下「調査対象者」という。)に対し、弁明及び資料提出の機会を与えなければならない。ただし、調査対象者の所在が不明である場合など、その機会を与えることが困難である場合は、この限りでない。

7 議長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を学長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を学長に報告する。

8 大学調査委員会の事務は、防止計画推進部署が取り扱う。

(協力義務)

第18条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(告発等の取扱い)

第 19 条 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第 20 条 調査が必要と判断された場合は、公益通報規程第 8 条第 2 項に規定する調査委員会を設置し、調査を実施する。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、その結果をコンプライアンス推進委員会に報告する。

(調査中における一時的執行停止)

第 21 条 学長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第 22 条 コンプライアンス推進委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、理事長に報告する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 23 条 本大学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 前各項に規定するもののほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(懲戒)

第 24 条 懲戒に関することは、学校法人広島国際学院就業規則及び学校法人広島国際学院職員懲戒規程で定めるところによる。

(措置)

第 25 条 調査の結果、研究費に係る不正行為が明らかである場合には、学長は、速やかに次に掲げる措置を講じる。

(1) 当該事案の概要を本大学のホームページに掲載して公表のうえ、速やかに是正措置及び再発防止措置など、必要な措置を講じる。

(2) 通報者に対し、当該通報に基づいて講じることとなった措置の内容を通知する。ただし、通報者が通知を希望せず、又は連絡先を明らかにしていない場合は、この限りでない。

(3) 不正の調査結果は、再発防止の観点から処分を含めて構成員に周知させる。

(通報者等の保護)

第 26 条 本学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を執らなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、公益通報規程第 11 条の規定に準じて処分を科することができる。

（個人情報の保護）

第 27 条 本学院及びこの規程に定める業務に関わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、公益通報規程第 11 条に定めるところにより処分を科することができる。

（通知）

第 28 条 本学院は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第 29 条 第 11 条に定める窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第 5 章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定）

第 30 条 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本大学全体の状況を体系的に整理し評価する。

2 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

（不正防止計画の実施）

第 31 条 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置き、本大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

2 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

（防止計画推進部署）

第 32 条 前条第 1 項に規定する防止計画推進部署は、事務部庶務課とする。この場合においては、防止計画推進部署には、最高管理責任者が指名する研究経験を有する者を加えるものとする。

2 防止計画推進部署は、コンプライアンス推進責任者と連携し、主体的に不正防止計画を実施する。

第 6 章 研究費の適正な運営・管理活動

（適正な予算執行）

第 33 条 研究費の適正な運営を図るため、予算執行を行う際には、次に掲げる確認等を行う。

(1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。

(2) 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題が

あれば改善策を講じる。

- (3) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- (4) 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。

(不正取引の防止)

第 34 条 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。

- 2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を本大学として定め、本大学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や本大学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で別に定める誓約書を提出する。

(構成員に対する処分等)

第 35 条 不正行為に対する構成員の処分については、本学院就業規則に基づく懲戒処分のほか、競争的資金について応募制限を科すものとする。

- 2 私的流用など、行為の悪質性が高い場合などには、本大学又は配分機関から刑事告訴や民事告訴の提起が行われることがある。

(取引業者に対する処分)

第 36 条 不正行為に対する業者への処分については、その内容に応じて、3 か月以上 9 か月以内の一定期間、取引を停止する。

- 2 特に悪質な不正行為と認められるときは、9 か月を超える期間の取引を停止、あるいは取引を中止する。

(発注及び検収業務)

第 37 条 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定め、運用する。
- 3 物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的な抽出による事後確認を実施することが必要である。
- 4 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定め、運用する。
- 5 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。
- 6 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- 7 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

第 7 章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第 38 条 競争的資金等の使用に関するルール等について、本大学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、コンプライアンス推進責任者を、これに充てる。
- 3 第 12 条、第 26 条、第 27 条及び第 29 条の規定は、相談の方法、相談者の保護、個人情報保護及び相談を受けた者の責務について準用する。この場合において「通報」とあるのは「相談」と、読み替えるものとする。

(取組みの公表)

第 39 条 本大学は、競争的資金等の不正への取組に関する基本方針等を外部に公表する。

- 2 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

第 8 章 モニタリングの在り方

(モニタリングの実施)

第 40 条 競争的資金等の適正な管理のため、本大学全体の視点からモニタリング及び内部監査を実施する。

- 2 内部監査を行うにあたっては、理事長が指名する者で構成する。この場合において、構成員には本学院監事を含め、また必要に応じて監査法人を加えるものとする。

(内部監査)

第 41 条 内部監査は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。

- 2 内部監査は、前項に規定するもののほか、防止計画推進部署との連携を強化し、不正が発生するリスクを踏まえ、本大学の実態に即して要因を分析したうえで、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 3 内部監査を実施するにあたり理事長は、最高管理責任者と協議のうえ内部監査体制を設け、理事長の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。
- 4 前項の組織、監事及び会計監査人は、相互に連携を図ることとする。
- 5 本大学は、次条第 2 項第 3 号に規定する調査について協力することとする。

第 9 章 雑則

(補則)

第 42 条 この規程に定めるもののほか、研究費の運営・管理に関することは、別に定めることができるものとする。

(事務)

第 43 条 この規程の運営事務は、事務部庶務課の所管とする。

(改廃等)

第 44 条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

附則

(施行日)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 章から第 8 章までについては、本大学において、平成 26 年度中に、順次、各章に係る取組を行うこととする。

(廃止規程)

- 3 この規程の施行の際に、「広島国際学院大学における競争的資金等取扱いに関する規程（平成 19 年 11 月 6 日 規程第 102 号）」及び「広島国際学院大学における競争的資金に係る研究活動の不正行為防止等に関する規程（平成 19 年 11 月 6 日 規程第 101 号）」は、廃止する。